

I オートプシー・イメージング (Ai) をめぐる社会の動きと変化

4. 警察における死亡時画像診断に関する制度の現状と今後の方向性

清水 宏光 警察庁刑事局捜査第一課 課長補佐
田代 友弘 警察庁刑事局捜査第一課 係長

平成26(2014)年6月に閣議決定された死因究明等推進計画(以下、推進計画)には、死因究明等の推進に関する必要な措置の一つとして、警察における死亡時画像診断の活用を図るための施策が盛り込まれた。過去の犯罪死の見逃し事案、すなわち、警察が犯罪行為により死亡したのではないと判断したものの、後に犯罪行為により死亡したものであったことが発覚した事案を見てみると、死体の外表所見などのみで安易に犯罪性を否定してしまったケースも少なくなく、犯罪性の有無の判断に当たり、死体の体内の状況を把握することはきわめて重要である。このような経緯を踏まえて、警察では、死体の体内の状況を可視的に把握することができる死亡時画像診断を重点的に実施すべき検査の一つとして位置づけ、その活用を進めているところであり、今後もいっそうの積極的な活用を図っていく必要がある。

本稿では、警察における死亡時画像診断に関する制度の現状を概観した上で、今後の施策の方向性について説明することにしたい。なお、本稿中の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であることを申し添える。

警察における死亡時画像診断に関する制度の現状

1. 警察における死体取り扱い数の推移

平成25(2013)年に警察が取り扱った死体の数は、16万9047体(交通関係の死者を除く)であり、平成24(2012)年の17万3833体と比べると若干減少したものの、平成16(2004)年の13万6092体と比較すると約3万体制増加(約24%増加)

しており、増加基調となっている(図1)。

この要因の一つとして考えられるのが、全死者数の増加である。全死者数は、平成16(2004)年の約103万人が平成25(2013)年には127万5000人(推計)に達するなど、この10年間で約24%増加している(図1)。今後も高齢化などの社会情勢の変化を受けて全死者数の増加が見込まれており、当分の間、警察における死体取り扱い数も増加傾向が続いていくものと考えられる。

2. 警察における死因究明

不自然な死を遂げた死体については、

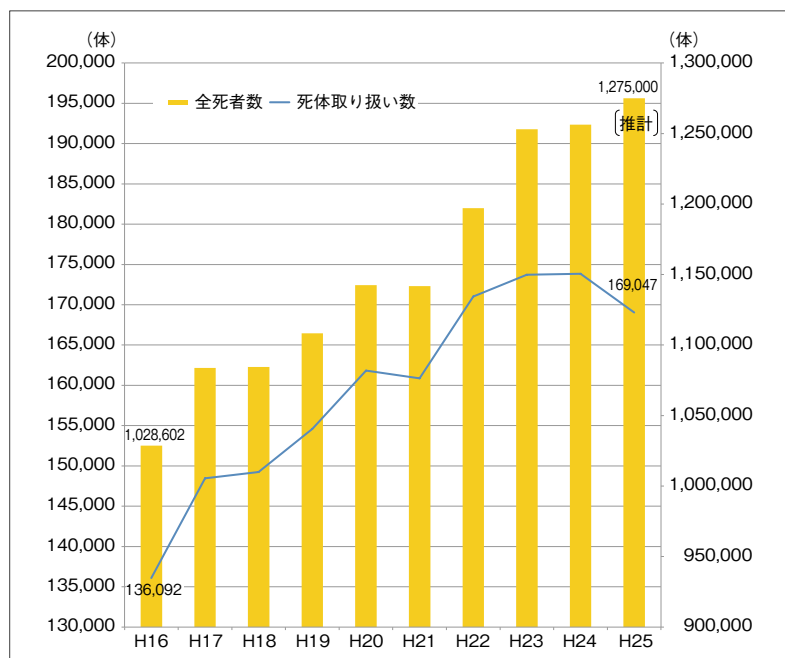


図1 全死者数と警察における死体取り扱い数の推移

H16からH24(2004~2012年)までの全死者数については、厚生労働省の人口動態表を引用した。